

竹島問題の歴史的考察

山辺健太郎

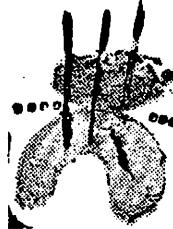
ユリア評論 第7巻第2期(1963) pp.4-14

국회 도서관



00949244

독도 951.99 0 198 □



竹島問題の歴史的考察

山辺 健太郎

1965年2月25日
No.51

竹島とは

戦後竹島のことについて論じたものを見ると、いずれも竹陵島のことをまずながらと述べている。たとえば、外務省の条約局が昭和二十八年八月にだした「竹島の領有」のときは、本文八十三ページのうちその約半分を竹陵島の歴史について論じてゐるし、島根県が昭和三十年五月にだした「竹島問題の研究」¹という九十九ページの小冊子では、約二十五ページをついやしている。

しかしながら、その結論としては、「幕府は、かくして竹島（竹陵島）を放棄し去つたのである」（竹島問題の歴史二二ページ）といふことと、この竹陵島への渡航の途次、いまの竹島を日本人が認知していくとの二点である。

右にあげた二つの小冊子からもわかるように、明治十四年竹陵島の所属が韓国領ときまつたのであるが、その時いまの竹島については、その領土帰属について日韓両国間になんらの取極めもできていない。だから考えようによつては、日本はその時竹島も放棄したものいえる。すくなくとも、竹島にかんする関心は、竹陵島ほどなかつたことはまちがいない。したがつて、竹島の帰属問題の歴史を考える場合

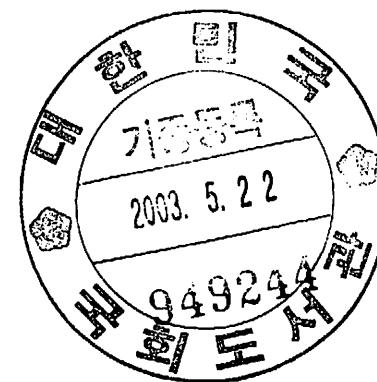
は、徳川時代にこの島が日本人に知られていた、というような討論は問題にならないだろう。もし竹島の帰属がそこらきまつっていたのなら、いまさら明治三十八年二月竹島の日本領土編入の告示をするのは道理にあわない。

日本の外務省などが、最近この竹島の領土のことを論じて、この島が『日本の固有の領土』だといつてゐる。しかし、この『固有』といふことはの定義はしてない。私はこの『固有の領土』ということをしらべてゐるうちに、伊東巳代治文書のなかに『帝国版図』という文書のあるのを発見した。これは、『帝国憲法』制定のときに、憲法の施行される法域について調べたもので、この中に固有の領土の定義があつた。

これによると、帝國の『固有領土』は神話にあるとおり、本州、九州、四国、淡路島である、と明白に書いてある。私はこのことを日本史家に話したところ、「それこそ明白な定義だ」といついていた。これを見ても、竹島『固有領土』説の根拠のないことがわかるだろう。

竹島の帰属

竹島の帰属を問題にするなら、この年の日本領土編入



竹島問題の歴史的考察

が正当かどうかを問題にすべきであろう。そのまえに一つ問題にしておきたいことは、当時の日本人にこの竹島の帰属についてどのような認識があつたかということである。

まず、この島の日本領土編入願をだした島根県人中井養三郎の認識についてであるが、「島根県誌」によればつぎのとおりである。

竹島 隠岐の西北八十五哩、石見の浜田を距る百五十哩、朝鮮對陵島を距ること東南五十哩にあり、朝鮮にては独島と書す。日本海中の小嶼にして、朝鮮對陵島と共に日本海を東西に横断せる海底山脈上に位し、其の附近は海水極めて深し。東西二ヶの主島と、其の周囲に葛列する数個の小嶼とより成り、その一は周囲十五町、高さ三百八十八尺、他の一は周囲十町、高さ二六尺、二島を合して周囲一里余、一ヶ狭き水道（長さ百八十六間、水深五尋）を隔てて相対す。主島の周囲は奇觀を呈する洞窟に富み、海豹、海鷹の接窟たり、全部殆ど不毛の禿岩をなし、海風の為に一株の樹木なく、南面のみ僅かに雜草を生ず。全周は断崖にして登るべからず。水道の両側に狭小なる平地の磯浜二、三ヶ所あれども皆波濤の襲来を免れず、故に避泊地を有せず、航海者的好目標となるも島中飲料水なし。周囲にある小浜も概ね扁平、僅かに其上端を海面上に表わすのみ。

竹島は日本海の航路に當り西暦一八四九年即ちわが嘉永二年仏船りアンクール号の発見にかかり爾來リアンコート岩の名をもって呼ばれたり。然るに明治に入りわが海軍水路部がその編纂の水路誌に誤り立（「農林興業」）

以上の引用でおきらかなように、当時たびび竹島に渡航したことのある中井養三郎ですら、「此の島を朝鮮領土なりと思考」していたのである。またこの中井養三郎が日本政府にだした「リヤンコ島領土編入並に貸下願」はつきのように述べている。

リヤンコ島領土編入並に貸下願

隱岐列島、西北八十五哩朝鮮對陵島ノ東南五十五哩、絕海ニ俗ニリヤンコト称スル無人島有之候周囲各約十五町ヲ有スル申乙二箇ノ岩島中央ニ對立シテノ海峽ヲ成シ大小數十ノ岩礁点々散布シテ之ヲ周囲繞セリ中央ノ二島ハ四面断岩絶壁ニシテ高々屹立セリ其頂上ニハ僅カニ土礫ヲ冠リ雜草之ニ生ズルノミ全島ノ樹木ナシ海邊弯曲ノ処ハ砂礫ヲ以テ往々浜ヲ成セドモ屋舍ヲモ構エ得ベキ宿所ハ甲ノ海峡ニ面スル局部僅ニ一個處アルノミ甲ノ頂上凹所ニハ澗水アリ茶褐色ヲ帶ブ乙ニハ微ニ塩分ヲ含ミタル清潤ノ水断岸ノ澗流候船舶ハ海峡ヲ中心トシ風位ニ拘り左右ニ壁ケテ碇泊セバ安全ヲ保タレ候本島ハ此ノ如キ絶海ニ屹立セル雜島タル岩島ニ過ギザレバ從來人ノ顧ルモノナク放委シ有之候然ル處私儀對陵島往復ノ途次偶本島ニ寄泊シ海驥ノ棲息スル事夥シキラ見テ空シク放委シ置クノ如何ニモ遺憾ニ堪ヘザルヨリ爾來種々苦慮計画シ彌明治三十六年ニ至リ斯然遂ラ決シテ資本ヲ投シ漁舎ヲ構エ人夫ヲ移シ漁具ヲ備エテ先ゾ海驥ニ着手致シ候當時世人ハ無謀ナリトシテ大ニ嘲笑セシガ固トヨリ絶海不便ノ無人島ニ新規ノ事業ヲ企テ候コトナレバ計画創始シ設

て對陵を松島と誌してより、もとの松島即ちリヤンコ岩島を竹島と稱するに至れり。されど本島の海岸地方にては今も尚同名異島の現を呈し間々彼は混雑を免れざることあり。

明治三十六年伯耆の人中井養三郎この島（リヤンコ岩島）の漁獵を企て日章旗をたつ。翌三十七年各方面より競争濫獲あり。種々の弊害を生ぜんとせり。是に於て中井は此の島を朝鮮領土なりと思考し上京して農商務省に説き、日本政府に貸下の請願をなさんとせり。よりて中井はリヤンコ島の領土編入並に貸下願を内務、外務、農商務三省に提出し、三省は島根県の意見を徵し閣議にて領土編入に決しその名称を竹島と命ず測定せしに、日本領に編入すべきものとせり。よりて中井はリヤンコ島水路部も亦リヤンコ岩の所屬を認めんとして日韓兩國よりの距離を算定せしに、日本領に編入すべきものとせり。よりて中井はリヤンコ島の領土編入並に貸下願を内務、外務、農商務三省に提出し、三省は島根県の意見を徵し閣議にて領土編入に決しその名称を竹島と命ずることとなり対陵島の所管と定められる。

島根県告示第四十号明治三十八年二月二十二日

北緯三十七度九分三十秒、東經三十一度五十五分対陵島を距る西北三十五哩に在る島嶼を竹島と称し自今本島所屬対陵島司の所管と定められる。

竹島問題の歴史的考察

逞フシ直ニ利源ヲ滅絶シ尽シテ結局共ニ倒ルルニ至ルハ必然ニ御座候要ヘルニ前途有望ニシテ且ツ必要ナル本島ノ經營ヲ借ムラクハ領土所属ノ定リ居ラザルト海賊獵業ニ必ズ競走ノ生スベキトニ捉テ大ナル危険之アリ終フ全フシ難ク候私儀ハ前陳の如ク從来種々苦心ノ結果本島ノ海賊獵業略見込相立チタレバ今ヤ進テ更ニ資本ヲ増シテ一面ニハ獵獲スペキ大サ数等ヲ制限スル車載及び乳児ヲバ特ニ保護ヲ篤クスル事島内適当ノ個處ニ禁猟場ヲ設クルコト害敵タル號議ノ類ヲ捕獲販逐スルコト等種々適切ノ保護ヲ加エ一面ニハ獵獲製造ニ關スル種々精巧ノ機械ヲ備エ製造ヲ設クル等設備ヲ完全ニシ傍ニハ漁具ヲ備エテ他ノ水族漁撈ヲモ試ムル等大ニ經營スル所アラント欲スルモ前陳ノ如キ危險アルガ為メニ頓挫罷在候此ノ如キハ苗ニ私儀一己ノ災厄ミナラズ又國家ノ不利益トモ被存候就テハ事業ノ安全利源ノ永久ヲ確保シ以テ本島ノ經營ヲシテ終ヲ全フセシメラレンガ為メ何卒速カニ本島ヲバ本部ノ領土ニ御編入相成リ且ツ其レト同時ニ向フ十ヶ年間私儀ニ御貸下ダ相成度別紙圖面相添エ此段悉願候也

明治三十七年九月二十九日

島根県周吉郡西郷町大字西町字指向

中井養三郎

内務大臣 子爵 芳川頭正 殿

外務大臣 男爵 小村寿太郎殿

農商務大臣 男爵 清浦圭吾殿

この「編入願」の中で中井養三郎は、「然レドモ本島ハ領土所属定マラズシテ他日外國ノ故障ニ遭遇スル等不測ノコトアルモ確乎タル

秒、東經百十一度五分〇秒。』

これについて竹島を島根県に編入した當時ことを調査した奥原碧雲氏は、「『水路誌』は此の島嶼を外國船の発見に委して顧みず、剩へ朝鮮の部に編入せられしは遺憾の極である。」といつてはいるが、現在日本が主張しているように『水路誌』は、航路の便宜上に書いたものだから、領土のことは問題にしていない、といった詭弁は使っていない。

これを見てもわかるように、明治時代、つまり三十七年ころの竹島は、日本領土といふ認識が日本人になかった一証となるだろう。

以上のことから、明治三十七年ころの竹島は「所屬不明」あるいは「朝鮮領」とみられていたことがわかるだろう。したがって、外務省のいう寛文七年（一六六七年）の『隱州視聽公紀』や、延宝九年（一六八一年）の大谷九右衛門勝信の請書等によると、この松島（今の竹島）についてはもちろん、竹島（駢陵島）まで日本領土の一部と見做していることが注目される。元禄九年（一六九六年）の幕府の竹島渡航禁止措置決定後は、竹島（駢陵島）を日本所属と見るのはなくなつたが、松島（今の竹島）については、上掲の竹島図説等も、「隠岐國松島」という表現を用いてその日本領土の一部なることを示しているとの主張は筋がとおらない。

といふのは、この「竹島図説」は宝曆年間（一七五一—一六三年に）編纂されたもので明治時代になってからの日本人の竹島認知の証明にはならないからである。明治時代になってからの日本人の竹島認知にかんする資料としては、隠岐誌、島根県誌にでている竹島関係の記

保護ヲ受イルニ由ナキヲ以テ本島經營ニ資力ヲ傾注スルハ尤モ危險コトニ御座候」といつてはいる。つまりはじめ竹島が「朝鮮領土なり思考して」いた中井が、海軍水路部や農商務省と相談した結果だし「編入願」では、「本島ノ領土所屬定マラズ」とかわっている。さういふいろいろな問題になった日本海軍水路部の「朝鮮水路誌」は竹島のことを、フランス人によって発見されたとして、つぎのようにいつてはいる。

『リアンコール列岩

此ノ列岩ハ洋紀一八四九年、仏國船「リコール」初メテ之ヲ発見シ呼称ヲ船名ニ取ル。其後一八五四年國ノ「フレガット」形艦「バラス」ハ、此列岩ヲ「メナラヒ」と及「オリブツア」列島名ヅケ、一八五五年英艦「ホルネット」ハ此ノ列島ヲ探検シテ「ホルネット」列島名ヅケタリ。該艦長「オルシイズ」ノ言ニヨレバ、此列島ハ北緯三十七度十四分、東經三十一度五十五分ノ處ニ位スル二箇ノ不毛岩嶼ニシテ、鳥糞等ニ上ニ堆積シテ、嶼色為ニ白シ。而シテ北西イ西至南東イ東ノ長サ、一哩、二塊ノ間距離約二鎌半ニシテ見タル處一礁脈アリテ、之ヲ結ス。西嶼ハ海面上高サ約四百十呪ニシテ、其ノ形橢圓ノ如シ。東ハ稍低クシテ平頂ナリ。列島附近ハ水頗ル深キガ如シトイヘドモ、其ノ位置ハ、実ニ函館ニ向シテ日本海ヲ航行スル船舶ノ直水道ニルヲ以テ、頗ル危険ナリトス。

五年十月ニヨレバ、該國軍艦「ニュヨーク」ハ、日本海航海際、「リアンコールト」ノ位置ヲ確定セントメ、経度測ヲ施シ、ルセテ正午ニ緯度測ヲ行ヒ、其結果、該列島位置、北緯三十七度三

述、中井養三郎の「領土編入願」にあらわれた「朝鮮領」あるいは「所屬不明」という認識だけである。

ところが、日本の外務省は、わが国は、領有の見解を述べるにあたって、「竹島領有の正当性を決定するためのものとも基本的な問題は、日韓両国のいすれかが、竹島について早くから正確な知識をもち、それをその領土の一部と考え、また実際にこれを經營してきたか、ことにそのいすれの政府が、竹島について国際法上必要とされる領土取得の要件を満たしてきているかの点を明らかにするにある」と主張している。（「竹島領有をめぐる日韓両国の歴史上の見解」五一）

こゝでいう「經營」は領土の帰属を決定する上では問題にならない。帝國主義は他國の領土へも侵略して「經營」することがあるからだ。「日韓両国」のいすれかが、竹島について早くから正確な知識をもち」ということも同様で、ある國の辺境地帯について、侵略國の方が「正確な知識」をもっていた例はひじょうに多い。また日韓両国のはずれが「それをその領土の一部と考えていたかは、すくなくとも明治三十七年ころは「朝鮮領」あるいは「所屬不明」であった。「所屬不明」と日本側で認識していたからこそ「領土編入願」によって、日本政府は竹島を日本領に編入したのではないか。

竹島問題の本質としてみると、竹島問題は明治三十八年二月の日本領土編入が正当かどうかという問題に關係していくことはあきらかであろう。日本帝国主義の朝鮮侵略は明治二十七八年の日清戦争のことからしだいにはっきりしているが、朝鮮の領土を侵略しようとする野心は「征韓論」以来のものであった。これが文書にあらわれたものでは、

日本の外務省が編纂した「日本外交書」の第九巻に、明治九年ころセントペテルブルクに駐在していた榎本武揚が外務卿におくった手紙によると、「朝鮮は経済上からみるとたいして重要ではないが、ストラテジーおよびボリシーの上から重要な点だから、これをとるべきだ」との意見である。

江華島事件は、日本の軍艦雲揚が航海中に淡水が欠乏したので淡水をもとめて艦載のボートが漢江を朔江中に江華の砲台から射撃されたので、これに応戦した、ということになつてゐるが、じつさいは、朝鮮の開港をせまるための武力示威であった。このことは「山県有朋伝」にでている。

明治十五年の壬午軍乱は日本からしかけたものではないが、十七年の甲申事変は日本の公使が、朝鮮に「内乱ヲ起スヲ得策トス」との見地から朝鮮の野心家を使嗾してやつたクーデターであった。

そのつぎが日清戦争で、この戦争が朝鮮を支配するための日清間の戦争であつたことは今日ではひろく知られた事実である。この戦争で日本は勝つたのだが、こんどは清国にかわるロシアと朝鮮支配をあらうことになつたのである。竹島の日本領土編入はこの時代におこつたことを注意しなければならない。

ボツダム宣言の「日本國はまた暴力および貪慾により日本國が略取したる他的一切の地域より駆逐せらるべし」という一句中の「日本の貪慾」を実証するために、一、二、三の事実をあげておく。

〔日本の侵略性〕 日本の韓國にたいする政治的野心はそうとう早くからあつたのだが、このことが文書のうえではつきりあらわれたのは、明治三十五年十月二日閣議決定の「清韓事業經營費要求請議」中に「京

10 配下にはいった、といつてゐる。

またこの議定書第四条には、日本政府は韓國の「軍略上必要ノ地点ヲ臨機収用スルコトヲ得ル事」という規定のあることも注意しておきたい。

いっぽう日本国内では、明治三十七年五月三十一日の閣議では、「帝國ハ韓國ニ対シ政治上及軍事上ニ於テ保護ノ実権ヲ收メ經濟上ニ於テ益々我利権ヲ發展ヲ圖ルヘン」と「決定」した。そして、その理由として、「帝國ハ日韓議定書ニ依リ或ル程度ニ於テ保護権ヲ收ムルヲ得タルモ尚ホ進シテ国防外交財政等ニ関シ一層確實且ソ適切ナル締約及設備ヲ成就シ以テ該國ニ対スル保護ノ実権ヲ確立シ且ツ之ト同時に上各般ノ關係ニ於テ須要ノ利権ヲ收得シテ著々其經營ヲ実行センコト当務ノ急ナリト信ズ」とい、韓國の「保護國化」すなわち「從属化」にむかつて日本がすんでいることがわかる。

それがもつとはつきりしてくるのが、明治三十七年五月三十一日の閣議決定で、その第二項、「外政ヲ監督スルコト」という項では、「適當ナル最近ノ機会ニ於テ韓國政府ヲシテ外國トノ條約締結其他重要ナル外交案件ノ処理ニ關シテハ予メ帝国政府ノ同意ヲ要スル旨ヲ約セシムルヲ要ス」といつてゐるが、さらにまた、「左企画遂行前と雖モ左ノ手段ヲ以テ外政ノ監督ヲ行フベシ」

〔甲、略

乙、外部衙門ニノ顧問官ヲ入レ裏面ニ在リテ該顧問ハ寧ロ外國人

ヲ以テ之ニ充テ帝国公使監督ノ下ニ其職務ヲ執ラシメンニハ内
外ニ對シ日清ニ我目的ヲ達シ易カルヘシ」とい、韓国外交権の日本による掌握と日本の手先となる外国人を韓国外交顧問にいれ

義鐵道ヲ我手ニテ敷設シ之ヲ京釜線ニ連絡セシムルトキハ韓國實業の幹線鐵道ハ全然帝國ノ有ニ帰シ韓國を擧テ我勢力範囲ニ帰セシムルノ実ヲ全フスベシ」とあるのが、私の見たはじめての文書である。

つぎが「明治三十六年六月二十三日御前會議後閣議ニ於テ決定した「満韓ニ關スル日露協商ノ件」であろう。この文書によると「日露協商案要領」の第七条に、「韓國ニ於ケル改革及善政ノタメ助言及援助ヲ与フルハ日本ノ專占權ニ屬スルコトヲ露國ニ於テ承認スルコト」がでいる。そしてこの案は、明治三十六年八月十二日の日露交渉のおり、栗野公使からロシア側に提示されている。

この対露交渉が不調におわって、ついに日露戦争になるのであるが、この交渉の決裂はかねて予想されていたので、これにたいしては「対露交渉決裂の際日本の採るべき対露韓方針」というのが明治三十六年の十二月三十日に閣議決定になつていて。これによると、「韓國ニ關シテハ如何ナル場ニ臨ムモ實力ヲ以テ之ヲ我権勢ノ下ニ置カサルヘカラサルハ勿論ナリト雖出来得ヘキ丈ヶヘ名義ノ正シキヲ選フヲ得策トス」とい、日本の韓國侵略の意図はひじょうに露骨になつたことがわかるだろう。

こうしてつぎにきたのが、明治三十七年二月二十三日にもすばれた「日韓議定書」であった。この議定書の第一条には「大韓帝國政府ハ大日本帝国政府ヲ信シ施設ノ改善ニ關シ其忠告ヲ容ルル事」という規定がある。この議定書ができた當時イギリスの有名な國際法学者であるローレンスは、「極東における戦争と中立」というその著書のかで、この議定書を論じ、國際法の上からいふと、「助言」、「忠告」とは「命令」とおなじことで、この議定書によって、韓國は日本の支

ようとした。そしてこの顧問が正式にはいったのが明治三十七年八

二十二日調印の「日韓協約」以後のことである。

ところが、この問題については、どうしたことか韓國側にも事実誤認があつて、この点を日本側からつかれていて、そのてんまつは(そのとおりであるが、これは、右の顧問届入に関係したことだから、

誤認があつて、この点を日本側からつかれていて、そのてんまつは(そのとおりであるが、これは、右の顧問届入に関係したことだから、

第二項の乙、すなわち「外部衛問ニ一人ノ顧問官ヲ入レ裏面ニ在リテ

其政務ヲ監督指揮セシムルコト而シテ該顧問ハ寧ロ外國人ヲ以テ之レニ充テ帝國公使監督ノ下ニ其職務ヲ執ラシメンニハ内外ニ對シ因滑ニ我目的ヲ達シ易カルヘシ」を見れば、「日本政府の推せんした外国人は「アメリカ人」ではあったが、この「外国人」が「帝國公使監督ノ下ニ其職務ヲ執ラシメン」ために顧問になった、いわば日本人のカイライであったことを田村氏は見落している。

したがつて、韓國側の「日本人外交顧問の勤務を保障せしめた」というのはあきらかにまちがいであるが、韓國が「明治三十八年二月の島根県告示に対し抗議することのできない状況にあった」と主張したこととは事実に合致している。

この田村氏の主張は、外務省情報文化局の「竹島の領有権問題の國際司法裁判所への付託につき韓國政府に申入れについて」にいうところと大同小異であるが、念のためこの文書も検討しておこう。この文書では「日本人外交顧問の勤務を保証」させたという韓國側の主張を反駁した点は田村氏の主張とまったくおなじであるが、日露戦争のころ「戦略的見地から必要とあれば朝鮮の領土のいかなる部分をも占領することができた」との韓國側の主張を反駁して、「この規定は元来日露戦争に際して韓國の領土保全の目的を達成するため、必要に応じて軍略上必要な地点を一時的に使用することを取極めたものにすぎず、竹島の邦領編入措置とはなんらの関係もない」というが、現に竹島は日露戦争中に日本海軍に接収されていた。

だから「竹島の邦領編入措置となんら関係もない」とはいえない。

すでに「日韓議定書」によって「驕機收用」された竹島が、日本領土

11 竹島問題の歴史的考察

12

文のおわりに、崔南善の「鬱陵島と独島—韓日交渉史の一侧面」を引用して、最後に、「願わくは日本の学者たちも竹島を、再軍備の材料にのみ任せないで、学問的な所説を発表して頂きたいと思う」とあるので、私はまずこの「竹島問題の推移」および外務省情報文化局の「竹島の領有権問題の國際司法裁判所への付託につき韓國政府に申入について」に二、三の意見を述べてみたい。

緒言 まず私の意見をいうと、

一、古文献の引用は無意味である。なぜなら竹島の領土権問題は一九〇四年以後のことであつて、それ以前のことは問題にならない。

二、田川孝三氏も、「茲來松島の存在は記録的には余り表面に浮んで来ない。それは此の無人の小島について問題とすべき程の事件もなく過ぎて来たからに外ならない。又從前積極的な出漁が行わなくなくなったことにも由来すると考へられる」と書いたが、私もこの意見には同意だ。

三、また田川氏はつづいて、「かくして明治に入り、世情一変するに及んで竹島（鬱陵島）松島（竹島）は再び世人に注目されるに至った。當時シーボルトの地図等により、又此の方面の知識にうとい人達の為に、松島、竹島の島名が混乱して伝えられた。從来の竹島（鬱陵島）を松島と誤った為である。明治十年政府当局者の中には、松島（現今の竹島）は我が所領ることは明らかであるが、當時刊行されていた西洋諸國の地図に存するものと対照して、明確を欠く点もある為、調査すべきことが論議されている。然し此の事は実施されぬままに過されたが、やがて再び漁民の本島に於けるあしか探取業が盛となり、中井養三郎等の陳情願等に

に編入される以前に、事実上は強行されていたのである。

竹島がむかしから日本領であった、という主張はたいして意味はない。明治三十八年二月に日本領に編入したということは、すくなくとも、そのころ竹島の帰属は明確でなかつた証拠であろう。現に「隣岐島誌」によると、竹島の領土編入願を日本政府にだした中井養三郎は、「リヤンコ島を以て、朝鮮の領土と信じ、同國政府に貸下請願の決心を起し、三十七年の漁期終るや、直ちに上京して、隣岐出身なる農商務省水産局員藤田勘太郎に因り、牧水産局長に面会して陳述する所あり。牧局長亦之を賛し、海軍水路部に就きて、リヤンコ島の所属を確めしむ。養三郎即ち、水路部裏肝付兼行に面会して、教を講ひしに、同島の所屬は、確乎たる徵証なく、殊に、日韓本國よりの距離より測定すれば、日本の方十浬近し、加うるに、日本人にして、同島經營に従事せるものある以上は、日本領土に編入する方然るべしとの脱を聽き、遂に意を決して、リヤンコ島領土編入並に貸下願を、内務、外務、農商務三大臣に提出するに至れり」とのことであつた。（隣岐島誌）二五七—二五八ページ第三編竹島の項）

両国の距離からいうと竹島が日本に近い、との主根拠はない。これは本国からはかつてそうだというだけの話で、鬱陵島および隣岐島からはかれば、鬱陵島からの方が近いからである。竹島問題は地理や地誌の問題ではなく、帝国主義の領土拡張欲の歴史の問題である。ふし假りに、地理や地誌の点から論すれば、竹島は鬱陵島からは晴天の日には肉眼でも見えるから、この点では竹島が鬱陵島に付属した島であるという韓國の主張が正しいことになる。

三木生という名で「竹島問題の推移」という一文を読んだがその論

も刺殺され、三十八年に及んで前記の如き閣議決定を見るに至つたものである」といつて、竹島の帰属が問題になったのは、明治三十八年だとしている。

つぎに外務省情報文化局の主張を吟味するが、これも前記私の主張によつて、明治期にかんする部分を対象にしたい。「情報文化局」の文書中にある「竹島に関する一九五三年九月九日付韓國政府の見解に対する日本国政府の反駁」(4)は、すでに論じたから(3)について論じた。まず(3)の(a)、「一九〇六年に鬱陵島郡守、沈興沢は「本郡に所属する島である独島…」について、つぎのように反駁する。

反駁(a) については、正しい原文が示されていないので意見を述べることはできない。もつともこの年の三月、島根県事務官神田中太郎以下四十数名のものが、その前年島根県に編入された竹島の実地調査をなし、その帰途鬱陵島に寄港して郡守沈興沢に面会している。その際神田は竹島で捕獲した海鷺一頭を郡守におくつたが、これに対して郡守は遠来の勞を謝し贈物に対して謝辞を述べている。もしも郡守が當時竹島を鬱陵島に所属する島として取り扱つていただならば、当然かかる応接振りはなかつたはずであろう。

この反駁の最後はなつてない。すこしも反駁にはならない。當時朝鮮は日本の武力支配下にあつたのだから、「虎よりもおそろしい日本(官吏)」が来たら一地方官として、このような応接はあたりまえであろう。總じて外務省の主張は、この時代の日本侵略主義という背景はすべて無視している。

(b) 山井養三郎は竹島を朝鮮の領土の一部と信じて、日本農商務省に

対し当時の朝鮮政府から同島を借りる許可をうるよう要請した。

反駁(b)については、韓国側は、一九二三年（大正十二年）六月発行

の島根県教育会編纂の「島根県誌」によつたものである

が、同書には中井は竹島の「領土編入並びに貸下願を内務、

外務、農商務三省に提出し、三省は島根県庁の意見を徵し閣

議にて領土編入に決した」とあって、韓国側の指摘するよう

に、当時の朝鮮政府から同島を借りる許可を得るよう日本農

商務省に申請したとは書いてない。もともと、同書にも、中

井は竹島を「朝鮮領土なりと思考し、上京して農商務省に說

き同政府に貸下の諸願を為さんとせり」との一節はある。し

かし、中井が隱岐島に差出した竹島に関する説明によれ

ば、中井はつとに今日の竹島を日本人が認知し、經營してい

たことを信じていたのであって、右「朝鮮領土なりと思考」

云々の記事は編者の誤解に基くものといえる。

このように、自分に都合の悪い書証にたいしては、「それは編者の誤解」というなら、いっさいの書証は無意味になる。同様な主張を韓国側もやれるからだ。また「中井はつとに今日の竹島を日本人が認知し、經營していたことを信じていた」というが、中井の編入願には、あきらかに竹島を「所屬不明」と書いてあるし、「認知」という点では、下田条約局長も「長い歴史の上で、鶴陵島に住む韓国人が漁業のために、あそこに行つたことは事実かもしだれない」とつており、韓国側も竹島を認知し經營していた事実をみとめている。

(c)、「朝鮮沿岸水路誌」では、竹島を鶴陵島の附属島とみなしても、

る。

反駁(c)、(d)については、本来、水路誌は使用者の便宜のために編纂されているものであり、島の帰属とは関係はない。たまたま、竹島

が鶴陵島附近を航行する際に関係ある島なので、それを鶴陵島の項において併記したにすぎない。同時に竹島は隱岐列島附近を航行する場合にも関係があるので、「本州沿岸水路誌」第二卷第二編本州北西岸南西部の項でも竹島を「隱岐列島及び竹島」として掲載せておるわけであり、水路誌が竹島を鶴陵島の附屬島として扱つているものではないことは明らかである。

この議論もおかしい。この場合には、二つの水路誌が出了年を問題にしなければならない。「朝鮮沿岸水路誌」のほうは竹島の日本領への編入前のものである。したがつて、同書に竹島を鶴陵島の附屬島と記載してあることは韓国の主張にとって有利であることはまちがいがない。

(e)、「一九〇四年十一月軍艦対馬は、鶴陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附近で漁業に従事していると報告している。

反駁(e)、(f)については「朝鮮沿岸水路誌」によれば、軍艦対馬の報じているのは竹島の「東方島ニ漁夫用ノ蘆葦小屋アリシモ風浪ノ甚シク破壊シアリト謂フ」との一项だけである。韓国側の引用している鶴陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附近で漁業に従事しているとの記事は、水路誌の編者が伝聞によつて、記した後年の竹島事情であつて、軍艦対馬の報告ではない。しかも原文には「鶴陵島ヨリ波来スルモノ」とつて、韓国側の指摘するよう

「鶴陵島の住民」とは書いてない。右記事は後年鶴陵島を根拠にしたことか?

帝國主義強國による領土の分割は十九世紀末でだいたいおり、その後しばらくは絶海の孤島は領土擴張欲の対照にはならなかつた。それが二十世紀の十年代になつて、潜水艦や航空機の発達につれて、それら孤島の軍事的価値がたかまつてきた。

しかし竹島にはこんな軍事的価値すらない。日本がこの島をもつたくなる理由もまたその必要性もともにまったくないものと思う。

アワビ、ワカメ等の採取に竹島に出かけた日本人及びそれに雇われた朝鮮人をさすものと思われる。

これも反駁にはなつてない。「韓国側の引用している鶴陵島住民の多数が毎年竹島に上陸し、附近で漁業に従事しているとの記事は、水路誌の編者が伝聞によつて記した後年の竹島事情であつて、軍艦対馬の報告ではない」というが、「水路誌の編者が伝聞」したとすればこれは日本人からの伝聞であろう。これこそ、韓国人の竹島認知と經營の有力な証拠ではないか。(e)の最後の節は詭弁であつて、「思われる」というのでは有力な主張とはいえない。竹島と鶴陵島について、島名の混乱があつたことは日本政府の文書によつてもあきらかであるが、この両島の島名が混乱して呼ばれたことは、日本人のこの島にたいする認識がしっかりとしていかつたことも意味する。

さういふ外務省が竹島帰属問題の資料を衆議院議員にくはつたそだが私はまだ見ていない。しかし新聞紙でたかぎりでは、二、三納得できない個所があるので、つぎにそれを論じよう。

右の文書中に、竹島は江戸時代初期から日本領だつたといつてゐる。明治三十八年二月の日本領土への編入が正当かどうかという点だけである。

新聞のつたえるところによると、外務省文書は、「日本は対日平和条約で朝鮮の独立を承認したがこれは日韓併合前の朝鮮が分離独立したことなどを日本が認めたもので日韓併合前から日本領土だった領土を割譲するとの意味は含まれていない。まして竹島は在來から日本固有の領土であり、カイロ宣言に「日本が略取した地域」ではないこと

神川彦松監修
金正明編

日韓外交資料集成

—未発表の日韓併合秘録決定版—

第六卷(上)第七卷(中)第八卷(下)

定価各巻 三五〇〇円

当研究所でお取次致します。